

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の九第二号及び第三号の規定に基づき、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額及び電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用の額を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

1 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 通常契約 法第二十六条第一項第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約（次号において「二号契約」という。）であつて、電気通信役務の提供を受ける場所に電気通信事業者の職員その他これに類する者を派遣して工事を行うことが必要なもの

二 特定契約 通常契約以外の二号契約

2 施行規則第二十二条の二の九第二号の規定により総務大臣が別に告示する額（以下「工事費用額」

という。は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額に消費税額を加算した額とする。

- 一 F T T Hアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、一戸建ての住宅に対するもの 二万五千円
- 二 F T T Hアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、共同住宅等に対するもの 二万三千円
- 三 F T T Hアクセスサービスの提供に関する特定契約に係る全ての必要な工事 二千元
- 四 C A T Vアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、一戸建ての住宅に対するもの 一万八千元
- 五 C A T Vアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、共同住宅等に対するもの 一万七千元
- 六 C A T Vアクセスサービスに関する特定契約に係る全ての必要な工事 二千元
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者からの申出により同項第一号から第三号までに掲げる工事を休日等に行う場合に加算される額の定めがある場合にあつては、同項第一号から第三号までに定める額に三千円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、利用者からの申出により第二項第一号から第三号までに掲げる工事

を夜間に行う場合に加算される額の定めがある場合にあつては、同項第一号から第三号までに定め
る額に一万二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。

5 前三項の規定にかかわらず、前二項の規定する場合のいずれにも該当する場合にあつては、第二
項第一号から第三号までに定める額に一万三千二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とす
る。

6 前各項の規定にかかわらず、第二項各号に掲げる工事に係る電気通信役務を提供する電気通信事
業者から通常請求される額が同項から前項までの規定により算定される額より低いときは、当該通
常請求される額を当該工事に係る工事費用額とする。

7 施行規則第二十二條の二の九第三号の規定により告示する額は、三千円に消費税額を加算した額
(電気通信事業者から通常請求される額が当該加算した額より低い場合にあつては、当該通常請求
される額)とする。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき、関連契約、電気通信事業者が基準を定める条件及び申請の様式その他確認措置に関し必要な事項を次のように告示する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

1 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロの総務大臣が別に告示する契約は、次に掲げるものとする。

一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第五百九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び

個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五条の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であつて、次のいずれかの要件を満たすもの。

イ 当該移動端末設備が当該確認措置契約に係る電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備の一端に接続されること。

ロ 当該売買契約の締結が当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件と関連すること。

二 前号の売買契約の締結に伴い締結される個別信用購入あつせん関係受領契約（割賦販売法第三十五条の三の三に規定するものをいう。）その他の契約の代金に相当する額の支払に関する契約

三 当該確認措置契約又は前二号の契約のいずれかの解除に伴いその提供が中止される有償継続役務に関する契約であつて、当該確認措置契約の締結に付随して電気通信事業者が締結又はその媒介等をしたもの

3 施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ハの規定により電気通信事業者があらかじめ基準を定める条件は、次に掲げる規定について、その遵守状況を検証等することができる基準を定めることとする。

一 法第二十六条

二 法第二十六条の二

4 施行規則第二十二条の二の七第六項の規定により告示する申請の様式その他認定に関し必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の規定に基づく申請の様式は、様式第一によること。
- 二 施行規則第二十二條の二の七第三項の規定に基づく届出の様式は、様式第二によること。

様式第 1 申請書の様式

確認措置に係る電気通信役務認定申請書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号	
(ふりがな)	
住 所	
(ふりがな)	
氏 名	(自筆で記入したときは、押印を省略で きる。法人にあつては、名称及び代表 者の氏名を記載することとし、代表者 が自筆で記入したときは、押印を省略

できる。)



連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第22条の2の7第1項第5号の確認措置に係る電気通信役務の認定を受けたいので、同条第2項各号の事項を記載した書類を添えて申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 変更届出書の様式

確認措置に係る電気通信役務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

確認措置に関する事項を次のとおり変更したので、関係書類を添えて、電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第22条の2の7第3項の規定により届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○ 電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 電気通信事業の登録（第3条－第5条）</p> <p>第2章の2 電気通信事業の登録の更新（第5条の2・第5条の3）</p> <p>第3章 変更登録（第6条）</p> <p>第4章 電気通信事業の認定及び変更の認定（第7条－第8条の2）</p> <p>第5章 相続に係る認定電気通信事業の承継の認可（第9条）</p> <p>第6章 法人の合併及び分割に係る認定電気通信事業の承継の認可（第10条）</p> <p>第7章 事業の全部の譲渡しに係る認定電気通信事業の承継の認可（第11条）</p> <p><u>第7章の2 確認措置に係る電気通信役務の認定（第11条の2）</u></p> <p>第8章～第16章 （略）</p> <p>附則</p> <p><u>第7章の2 確認措置に係る電気通信役務の認定</u></p> <p><u>第11条の2 施行規則第22条の2の7第1項第5号の規定による確認措置に係る認定は、同条第2項の申請書及び添付書類に記載された事項について審査し、次の要件に適合していると認める場合に行う。</u></p> <p><u>（1） 利用場所状況に関する確認の方法が、次の要件を満たすこと</u></p> <p>○</p> <p><u>ア 申請者と認定対象役務契約（当該認定を受けようとする電気通信役務（以下この条において「認定対象役務」という。）の提供に</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 電気通信事業の登録（第3条－第5条）</p> <p>第2章の2 電気通信事業の登録の更新（第5条の2・第5条の3）</p> <p>第3章 変更登録（第6条）</p> <p>第4章 電気通信事業の認定及び変更の認定（第7条－第8条の2）</p> <p>第5章 相続に係る認定電気通信事業の承継の認可（第9条）</p> <p>第6章 法人の合併及び分割に係る認定電気通信事業の承継の認可（第10条）</p> <p>第7章 事業の全部の譲渡しに係る認定電気通信事業の承継の認可（第11条）</p> <p>第8章～第16章 （略）</p> <p>附則</p>

関する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結した利用者が、認定対象役務の提供が開始された日(契約書面を受領した日(記載事項等が情報通信の技術を利用する方法(施行規則第22条の2の5第1項の方法をいう。以下この条において同じ。))により提供された場合にあっては、その提供を受けた日)が認定対象役務の提供が開始された日より遅いときは、当該契約書面を受領した日。以下この条において「開始日」という。)を起算日とする八日以上期間において、当該認定対象役務契約に基づき、当該認定対象役務の提供を受けることにより、当該利用者の住所地等において提供を受ける認定対象役務の品質(当該認定対象役務の提供に用いられる基地局が送受信する電波の伝搬に関する状況により影響を受けるものに限る。)に関する状況の確認をすることができること。

イ アによる利用者の確認の結果、当該期間を経過するまでの間に当該利用者が当該申請者又はその媒介等業務受託者(以下この条において「提供電気通信事業者等」と総称する。)にアの品質に関する状況が不十分である旨を申し出た場合にあっては、提供電気通信事業者等は適切な対応を行うこと。

(2) 利用場所状況に関する確認に伴う認定対象役務契約の解除の方法が、次の要件を満たすこと。

(1) アの品質が当該利用者にとって不十分であることが(1)イの対応の実施により明らかとなり、かつ、当該利用者が認定対象役務契約の解除を含む関連契約の解除を求めたときは、提供電気通信事業者等は当該関連契約の解除に応じること。

(3) 遵守状況に関する確認の方法が、次の要件を満たすこと。

ア 申請者と認定対象役務契約を締結した利用者が、開始日を起算日とする八日以上の間において、遵守状況の確認をすることができること。

イ アによる利用者の確認の結果、アの期間を経過するまでの間に当該利用者が提供電気通信事業者等に遵守状況が不十分である旨を申し出た場合は、当該提供電気通信事業者等は適切な対応（遵守状況の適切な検証等を含む。）を行うこと。

(4) 遵守状況に関する確認に伴う認定対象役務契約の解除の方法が、次の要件を満たすこと。

(3) アの遵守状況が、施行規則第22条の2の7第1項第5号ハの申請者が定める基準（以下この条において「適合基準」という。）に適合しないことが(3)イの対応の実施により明らかとなり、かつ、当該利用者が認定対象役務契約を含む関連契約の解除を求めたときは、提供電気通信事業者等は当該関連契約の解除に応じること。

(5) (1) から(4) までの要件を満たす方法（適合基準を含む。）に関する手順が明確に定められていることその他の当該方法が円滑に実施されるための体制が整備されていること。

(6) (2) 及び(4) による契約の解除に伴い利用者が支払うべき額の合理的な算定方法が適正かつ明確に定められていること。

(7) 提供条件概要説明により、次の事項を説明すること。

ア 確認措置により、その利用者に係る利用場所状況又は遵守状況に関する当該利用者からの申出を受けて関連契約の解除が可

能な場合がある旨

イ 利用場所状況又は遵守状況が不十分と認める場合の申出の方法及び申し出ることのできる期間

ウ 確認措置に関する内容が契約書面に記載され、又は情報通信の技術を利用する方法により提供される旨

(8) 契約の解除の条件その他(1)から(4)までの要件を満たす方法の内容、関連契約その他の解除される契約の範囲(以下「関連契約等」という。)、(2)又は(4)による認定対象役務契約の解除に当たっては、当該関連契約等の解除することができる旨、(6)の額の算定方法その他利用者が確認措置を利用するために明らかにしておくことが必要と考えられる事項が契約書面に記載され、又は記載事項の一部として情報通信の技術を利用する方法により提供されることが明確に定められていること。

(9) 認定対象役務契約の締結又はその媒介等をしようとする際に特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第1項に規定する訪問販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売が行われないこと。

(10) 確認措置を講じることが利用者の利益の保護のために適切となること。

附 則

この訓令は、公布の日(平成28年 月 日)から施行する。